

じんのーと



Vol.18

発行/2009年12月20日(通巻第18号)
 編集者/基野ゆずる(江東区議会議員)
 発行者/江東区議会 民主クラブ
 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
 TEL:03-3647-9111 内線 3561-2

政策シリーズ その6 ムダロ運動 ~透明度100%の区政・区議会を目指して!~

選挙公報で掲げたテーマの中に、「不必要な議員特権の返上」があります。

地方議会議員の年金制度は破綻を来しています。特に、区議会議員も強制加入となっている市議会議員共済会(以下、共済会)は、H23年度にも積立金^{※1}の枯渇が見込まれています。H14年及び18年に、給付や負担の見直しが行われましたが、予想を超える市町村合併の大規模かつ急速な進展などによって、会員(議員)数が激減、受給期間の延びとあいまって、年金財政は急激に悪化したのです。

このような状況の中、総務省に設置された「地方議会議員年金制度検討会」は、まもなくとりまとめる報告書で、制度の存続を前提に、給付と負担の見直しに関して二つの案(A案・B案)を示しました。それに対して共済会は、異なる案(C案)を提案、江東区議会もC案によって制度の見直しを行うべき、との意見を表明しました。

一言で言えば、A・B案はともに掛金の引き上げが盛り込まれており、C案は公費負担が大きいものになっています。しかしながら、

現職議員の掛金負担は限界を超えています^{※2}し、これ以上の公費負担増加も、残念ながら住民の方々の理解を得られるとは思えません。

H18年に廃止となった国会議員互助年金制度が、原則として国庫負担の恩給方式であったのに対し、地方議員の年金は社会保険方式であり、基本的な性格は異なります。が、やはり「制度廃止」とせざるを得ないのではないかと、その場合、一時金の給付によって一気に清算するしかない、と考えています。

ただし、将来にわたって有為な人材が参入しやすい基盤を整備する、という視点は不可欠です。「特権」を用意する必要はもちろんありませんが、民間企業なみのインフラは整備しなければなりません。

※1)共済会の収支は平成11年度以降赤字。積立金を取り崩して給付を行っている。
 ※2)区議会議員の掛金は標準報酬月額(つまり月給)の16%。基野ゆずるの場合、毎月約10万円。

まとめ

議員年金の制度は、本来、報酬・費用弁償・政務調査費と併せて検討・再構築する必要があります。

その根底で、議員活動の“質”が問われています。



活動日誌ブログ「じんの ゆずるのJinJinJin」より“ホントのトコロ”を少しだけご紹介します。

ホントのトコロ 原点

今日は常任の区民環境委員会が開かれた。「マレットゴルフ」のコース増設に関する陳情については、各会派から積極的な意見が出された。口火を切らせていただいたのはほくだけど、もともとマレットゴルフには縁がなくて。思い出してみれば、レインボータウンFMへの「初登場」は、マレットの

関係でのゲスト出演。それが、やがてレギュラー番組を持たせていただくことになり、6年前のXmasには、イトーヨーカ堂で公開生放送をしたんだっけ。何がきっかけになるかわからないし、チャンスはどこにでも転がっているものなのかも。“あの場所”も、今のほくの原点だ。

2009/12/3 基野ゆずる

活動日誌ブログ
じんの ゆずるのJinJinJin

基野ゆずるの“ホントのトコロ”を公開中!!



ホームページ

www.jinjinjin.jp

※携帯電話からはQRコードを読み取ってご覧ください。



基野ゆずる 事務所 〒136-0072 東京都江東区大島 7-12-1-301 TEL/FAX:03-5609-5792 E-mail:mail@jinjinjin.jp

基野ゆずるは、これからは、**地域密着**でいきます。政策面や議会に関する素朴な質問などなど、皆さんの声を気軽にお聞かせください。